

利益連動給与の見直しについて

(担当：渡辺)

1. はじめに

平成29年度税制改正大綱において、役員給与の見直しが盛り込まれています。

役員給与の規定には、定期同額給与・事前確定届出給与・利益連動給与がありますが、今回はその中でも可決されれば大幅な拡充となる利益連動給与についてその概要をご説明いたします。

2. 利益連動給与とは

現行制度における損金算入可能な利益連動給与とは、同族会社でない法人が支給する役員給与のうち利益に関する指標を基礎として算出された給与で、有価証券報告書に記載されるなど一定の要件を満たすものをいいます。

3. 改正の内容

	現行制度	改正案
算定指標の範囲	利益の状況を示す指標 …営業利益、経常利益、税引前当期純利益、ROA、ROE など	左記に①②が加えられます。 ①株式の市場価額を示す指標…株価 ②売上高の状況を示す指標…売上高(注) (注)左記又は上記①の指標と同時に用いられるものに限りです。
算定で用いる指標の期間	当該事業年度	左記に①②が加えられます。 ①当該事業年度後の事業年度 ②将来の所定の時点若しくは期間
利益連動給与の範囲	算定指標を基礎として算定される確定額を限度としているもの	左記に①②が加えられます。 ①算定指標を基礎として算定される数の市場価格のある株式又は新株予約権を交付する給与で確定した数を限度とするもの ②算定指標を基礎として行使できる数が算定される新株予約権による給与

		※新株予約権は、行使により市場価額のある株式が交付されるものに限ります。
対象法人の範囲	同族会社に該当しない法人	左記に、同族会社のうち非同族法人との間に完全支配関係がある法人の支給する給与が加えられます。 …上場会社の完全子法人が支給する利益連動給与が認められることとなります。

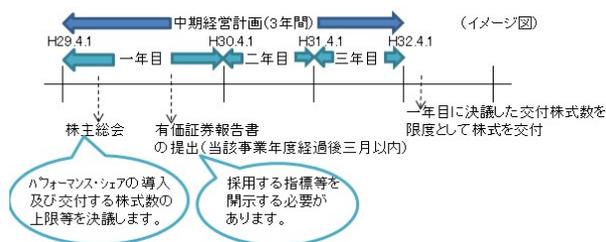
※上記の改正により、損金経理要件について所要の見直しを行うこととされています。

今回の改正により、一定の株式による給与も利益連動給与による損金算入の対象となります。一定の株式による給与としては「パフォーマンス・シェア」（以下PSといいます。）と呼ばれるものがあります。

PSとは、中長期的な業績目標の達成度合いによって交付される株式による報酬のことをいいます。これにより、将来の業績目標を算定指標とし、その達成度合いに応じて株式報酬を支給することが可能となります。

具体例として下図をご参照ください。

(前提) 3月決算法人、業績目標：中期経営計画(3年間)の平均の算定指標



4. おわりに

平成28年度税制改正において明確化されたリストラクテッド・ストックに引き続き今回の改正においても株式報酬制度の枠組みが広がることとなります。今後は会社の実態に応じて、どのような報酬制度を採用していくか検討する必要があります。また、PSについては、別途会社法上の手続きを確認する必要があることにご留意ください。